



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス第五共和制下のゴースト政党の構造と特質（3）
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 30(4), 187-226
Issue Date	1980-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16299
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(4)_p187-226.pdf



フランス第五共和制下の ゴーリスト政党の構造と特質 (三)

小 野 善 康

目 次

はじめに

第一章 U・N・R（新共和国連合）の成立

第一節 第四共和制下のドゴール支持政党

第二節 U・N・Rの成立

第一章のまとめ

第二章 アルジェリア問題をめぐる党内の分裂とその克服

第二章のまとめ（以上第二十八巻第三号）

第三章 U・N・RのU・D・T（労働民主同盟）との合併

（U・N・R—U・D・Tの成立）

第一節 U・D・Tの成立

第二節 U・D・Tの構造と思想

第三節 U・N・R—U・D・Tの成立

第三章のまとめ

第四章 党機構

第一節 党員及び党支持者

第二節 党組織

第四章のまとめ（以上第二十九巻第二号）

第五章 議員グループ

第一節 議員の議会活動に対する厳格な規制

第二節 議員総会・議員グループ会長・政治局

第三節 専門研究グループ

第四節 議員研究集会

第五章のまとめ（以上本号）

第六章 ゴーリストの思想

第一節 ドゴールの思想

第二節 ミシェル・ドブレの思想

第三節 ポンピドゥーの思想

第四節 シャバン・デルマスの思想

第五節 ルネ・カピタン⁽²⁾の思想

第六節 その他のゴーリストの思想

第七章 大統領・政府とゴーリスト政党

第一節 ドゴールとゴーリスト政党

第二節 ポンピドゥーとゴーリスト政党

第三節 政府とゴーリスト政党

むすび

第五章 議員グループ

ゴーリスト政党に所属する国会議員、即ち国民議會議員と元老院議員とは、いずれも、議院規則にのっとり、独自の議員グループを形成して来た。⁽¹⁾ ゴーリスト政党は元老院においては大きな勢力をもたなかったが、⁽²⁾ 国民議會においては常に過半数に近い——時には過半数に達する——勢力を保ち、⁽³⁾ 多数派の中核を形成していたから、その議員グループのあり方は第五共和制の政治生活に大きな影響を与えたと考えられる。本章では、この国民議會にお

けるゴーリスト政党の議員グループを取りあげ、その構造を明らかにしたい。先ず、この議員グループに特有な、議員の議會活動に対する厳格な規制を考察し、次いで、グループ運営の機関である議員総会、議員グループ会長、政治局の三機関を考察し、その後、研究機関である専門研究グループを考察し、最後に議員研究集会という非公式なものではあるが重要な機関を考察する。

(1) ゴーリスト政党は今日まで何度か党名を変えたが、ゴーリスト政党の議員グループは、国民議會のそれも元老院のそれも、常に党名をもつて議員グループの名称としてきた(この点については註(3)の表を参照)。これはゴーリスト政党とその議員グループの關係が緊密であることを示している。

(2) 例えば、一九七三年一月一日の時点において、元老院のU・D・Rグループはアバランテ(apparentés—連合した者)を含めて三四人であった。この時の元老院議員の総数は二十八人であつたから、U・D・Rの勢力は極めて弱いがわかるであろう。cf. L'Année politique 1973, p. 380-382.

(3) 議會選挙の直後におけるゴーリスト政党の議員グループの勢力(アバランテを含む)を簡単な表にして示すと次のようになる。

議會選挙 の年月	グループの名称	グループ の勢力	総議員数
1958. 11	Groupe de l'Union pour la Nouvelle République	206	576

議会選挙 の年月	グループの名称	グループ の勢力	議議員数
1962. 11	Groupe d'Union pour la Nouvelle République-Union démocratique du Travail	233	482
1967. 3	Groupe d'Union démocrati- que pour la V ^e République	200	486
1968. 6	Groupe d'Union des Démocrates pour la République	292	486
1973. 3	Groupe d'Union des Démocrates pour la République	183	490

(原資料は L'Année politique 1969, p. 611-613, L'Année
politique 1962, p. 691-693, L'Année politique 1967,
p. 377-379, L'Année politique 1968, p. 376-377,
L'Année politique 1973, p. 378-380)

第一節 議員の議会活動に対する厳格な規制

ゴースト政党的の国民議会における議員グループの重要な特徴として、それが常に国民議会において、過半数ないし過半数に近い議席を占めていたこととともに、内部分裂がほとんど見られない堅固な政党であったことをあげることができよう。このゴースト政党的の堅固さを支えていた一つの要因として、所属議員の発議、修正案の提出、賛否の投票、質問等の議会活動を議員グループの議決によって厳格に拘束する議員グループの規律の存在をあ

げることができる。厳格な規律は議会におけるグループの行動に統一を与え、政府を強力に支持することに寄与した。

議員の議会活動に対する厳格な規制は U・N・R の成立にまで遡る。既に第一章で記したとおり、一九五八年十一月の議会選挙によって選出された U・N・R の議員たちは、一二月八日の議員グループの最初の集会において、「議会及び選挙区においてドゴール將軍の活動を支持すること」及び「グループの多数によって決められた投票規律を受けいれること」を主な内容とする誓約書に署名した(本誌、第二十八巻、第三号、六八頁参照)。

誓約において、特定の政策に対する同意ではなく、ドゴールという特定の人物に対する支持が強調されている点にゴースト政党的の議員グループの特徴が出ている。議員たちがドゴール支持を誓約した背景には、これより後、一九五九年十一月の第一回全国大会の時、アビブ・ドゥロンクル(M. Habib-DeLencle)が「我々国民議會議員は U・N・R ールドゴールという方程式のお陰で選出され、成功を収めた。この方程式は我々に対して將軍の人物及び政策に対する無条件の忠誠という義務をつくった」と語ったように、議員たちが選挙戦においてドゴールとの結びつきを強調して勝利を収めたという事実がある。議員の投票をグループの決定

によって拘束するという投票規律は、ドゴール將軍に対する議員の支持を確保するためのものであったと考えられる。⁽³⁾

一九五八年二月、党総務ロジェ・フレイは議員グループが投票規律についての厳格な規則を定め且つそれを適用する規律委員会を設けることを議員グループに勧めた。⁽⁴⁾

一九五八年一二月に議員グループの最初の規約がつくられたが、ここでは「党の政策又は国民の生活と直接にかかわりをもたない（問題の）投票の他は、投票規律が原則」であったと言われている。⁽⁴⁾

一九六〇年九月の第一回議員研究集会において、規約の修正が成立し、投票規律にかんして次のような条項が設けられた。

「グループの内部において表現の自由と投票の自由は完全なものである。日常の議会活動において、発言・書面・投票において、グループのメンバーはグループの多数の考えとの堅い連帯（une constante solidarité）を表明することが望ましいことではあるが、それは義務的ではない（non impératif）。もしグループが投票規律（la discipline de vote）を決定したばあいには、それは強制的な義務（obligation impérative）となる。」⁽⁵⁾

この規定は全くそのまま一九六二年一二月に定められた議員グ

ループ規約の二四条の一部分として取り入れられ、一九六八年七月に改正された規約の二五条にもほとんどそのまま取り入れられた。⁽⁶⁾

一九六二年の議員グループ規約および一九六八年の議員グループ規約には、議員の投票規律にかんして、右の条項に加えて次の条項が置かれている。

「グループによって与えられる委託（mandats）の遂行において、グループの多数の政治思想に服する義務は強制的なものである。とくに、この義務は委員会においては是非必要である。同様に、グループの政治活動の手段を弱めることになる委員会の会議における欠席は、制裁が加えられる重大な過ちを構成する。」

（一九六二年の規約二四条、一九六八年の規約の二五条）。右の条項は、「グループは……必要なきときには、委員会におけるグループの代表者の投票を方向づける」（一九六二年の規約一五条、一九六八年の規約の一五条）とする規定と関連がある。即ち、委員会における所属議員の投票を拘束するためには、本会議におけるばあいのように、議員総会で「投票規律」を決定することは必要でない。例えば議員総会で、ある法案に賛成するという態度を決定すれば、それだけで、委員会におけるグループ所属の委員の投票

は拘束されることになる。

以上の投票規律にかんする条項の重要な点をまとめると次のようになる。(一)、国民議会の本会議においては、議員グループが議員の投票を拘束する「投票規律」を決定しなければ議員の投票は自由である。(二)、本会議においては、議員グループが「投票規律」を決定したばあいは議員の投票はこれに拘束される。(三)、委員会においては、たとえ議員グループが委員の投票を拘束する「投票規律」を決定しなくとも、議員総会が法案などに対する賛否の態度を決定すれば、委員の投票は拘束される。

議員の投票に対する規制の他にも、議員の行動を規制する規定が議員グループの規約にある。それらを、条文に即して掲げてみよう。

。法案、決議案、口頭質問、政治的に重要な書面による質問、政治的に重要な修正案を国民議会の理事部に上程するには政治局の同意を得なければならない。

。ゴースト政党の議員グループに所属しない議員が出す法案又は決議案に署名して共同提案者になるには政治局の同意を得なければならない。

。議員が個人の資格で議会の討論において発言するときはグル

ープの会長と協議をするか又は会長に予告しなければならない。⁽⁷⁾ (以上は全て一九六二年の規約の一七条、一九六八年の規約の一七条)

。議員はグループ内の専門研究グループの研究の結果を政治局の同意なしには公表できない。(一九六二年の規約の一八条、一九六八年の規約の一八条)

このように見ると、ゴースト政党の議員グループにおいては、議員の自由な行動が許される余地というのは極めて少ないと言える。

議員がこれらの規制を無視することは規約違反となり制裁が加えられる。その手続は次のとおりである。

(一) グループのメンバーの「規約の諸条項に対する違反」があったばあい、会長が関係者を呼んでその意見を聞き、制裁が必要な場合には政治局に付託する。⁽⁸⁾ (一九六二年の規約の二六条、一九六八年の規約の二六条)

(二) 政治局は、関係者の意見を聞いた後で、制裁を言い渡すことができる。制裁には、(1) 譴責 (rappel à l'ordre)、(2) 一定期間のグループの集会からの排除 (最長で会期末まで)、(3) 一定期間の役員の職権 (délégation de mandat) の剥奪 (最長で会期末ま

料で、(4)有期又は永久の除名がある。(一九六二年の規約の二七

条、一九六八年の規約の二七条)

資

(三) 有期又は永久の除名に対しては、制裁を宣言された議員が一週間以内に不服の申立てをすることができ、この不服の申立てについては、議員グループが臨時の集会を開いて判断を下す。

(一九六二年の規約の二七条、一九六八年の規約の二七条)

さて、議員の議会活動に対するこのように厳格な規制は現実には厳格に適用されたのであろうか、また議員はこのような規制をどのように受けとめていたのであろうか。一九六三年七月、国民議会議員アシル・ブルティ (Achille Peretti) がグループの会長に宛てた手紙は、議員の議会活動に対する規制の実態をよく示している興味深い。この手紙には次のような一節がある。

「我々のグループの規約は、投票規律 (discipline de vote) が発動されるべき諸条件をはっきり規定している。ところが、グループによりなされた決定が政治局又は他の権力の要求によって安易に再検討されるということを我々は皆知っている。また二次的な重要性しかもたない修正案を対象とする (法案の) 一部分についての討論や採決の時、個人的な意見を表明すれば、それは必ず議場の U・N・R—U・D・T の幹部の友情に充ち且つ実質的な

激怒を引き起すことを我々は皆知っている。」

「どんな状況の下においても、国民議会議員が、自分自身の考えをもっていないかのように行動し、且つ、基本的に技術的次元の問題に関するごく僅かな討論や妥協をも拒否するのは間違っている。」

「余りにもひんばんに、ドゴール將軍の名で希望が出され、あるいは、政府のメンバーの誰その名で不満が出されるのは残念である。」⁽¹⁰⁾

ここで言われていることで重要な点は次の三点であろう。(1) グループの総会で一度なされた決定が、「政治局又は他の権力」——これは実質的に大統領ないし政府を指すことは明らかだが——の要求によって簡単にくつがえされること。(2) 二次的な重要性しかもたない問題にかんする討論の時であっても、個人の資格で発言すればグループの幹部の激怒を生ずること。議員グループの規約 (一七条) によれば、議会の討論において議員が個人の資格で発言するときは、事前にグループの会長 (又は彼が指定する者) と協議するか又は彼に予告しなければならないことになっている。しかし、ブルティの言うところによると、個人の資格での発言は、実質的には全て許されていない。(3) ドゴール將軍や政府のメ

ンバーの名で、ひんばんに希望や不満が出され、議員グループの自律性がそこなわれていること。

議員の議会活動に対する規制が厳しすぎることに議員グループが政府に対する関係で自律性を失っていることに對する批判は、直接的にあるいは間接的に、他の議員の口からも聞かれる。例えば、一九六八年一月初め、議員グループの会長アンリ・レイは首相に長い手紙を送って議員たちの政府に対する不満を伝えた。この手紙において、レイは「グループの投票規律によって、法案がグループのほとんど全員一致で可決されるという慣行を続けることは棄権を奨励する恐れがある」と言った⁽¹¹⁾。また、後に見るように、一九七一年九月の議員研究集会における「議会活動の組織及び執行府と立法部の関係に関する分科会の報告」は、議会の復権をはかるための具体的な提案をしているが、この提案の中には、「個人投票の義務などの規定を現実化すること」という項目がある⁽¹²⁾。この提案に自分たちの議員グループの現状に対する批判が含まれていることは明らかである。

議員に対する制裁は、現実にとどのように行なわれているであろうか。一九六一年一月になされたレイモン・ドロヌヌ(Raymond Dronne)に対する除名処分と、一九六九年一月になされた左

派の指導者ルイ・ヴァロンに対する除名処分の二つの例をとおして、議員に対する制裁の実態を少しく見ておこう。

レイモン・ドロヌヌは、一九六一年一月八日のアルジェリアに関するレフ・フェレンダムの運動が展開されている最中の一九六〇年二月一六日、九人のU・N・R議員グループの議員とともに、「権力は余りにしばしば明白に左派的な、反国家的政策を為している」、とする政府のアルジェリア政策を批判する声明文に署名した⁽¹³⁾。政治局はレフ・フェレンダムの終るまでレイモン・ドロヌヌに對する処分を保留し、レフ・フェレンダムが行なわれた後の三月二一日、彼がレフ・フェレンダムに對する反対運動に参加しなかったことを考慮して「譴責」の処分にとどめた。

これに對してレイモン・ドロヌヌはむしろ態度を硬化させた。彼は「私のドゴール將軍への忠誠は、私が意思表示の自由を保持することを妨げない」とする手紙を議員グループ会長レイモン・シュミットレンに對して出した⁽¹⁴⁾。彼は、その後、アルジェリアの予算について反対票を投じ、サラン(Salan)修正案に署名し、「フランスの枠の内アルジェリア問題を解決する」ことを主張するドゴール支持者を結集する目的で、「共和国の統一と擁護」(Unité et Sauvergarde de la République)を創設し自らその長となっ

料
た。

資

このような経過を経て、一九六一年一月二一日政治局は彼の議員グループからの除名を決定した。党のコミュニケは除名の理由を、「何度かの警告にもかかわらず、R・ドロンヌは、書面及び投票によって、組織的に (systématiquement) ドゴールの人物及び政策と闘いつづけた」と言った。⁽¹⁸⁾

ルイ・ヴァロンが除名される契機となったのは彼が『反ドゴール』(『L'Anti-de Gaulle』)という著書を公にしたことにある。この著書には当時のボンピドゥー大統領に対する強い批判が含まれていたため、党内からルイ・ヴァロンに対する非難が生じた。国民議會議員ユベール・ジェルマン (Hubert Germain) はルイ・ヴァロンが『反ドゴール』という著書を公にしたことを非難し、「ボンピドゥーが大統領の職務についている間は、ボンピドゥーの権力 (autorité) の行使を害するような政治活動は、いかなるものも考えられてはならないし発展してはならない」と言った。⁽¹⁷⁾

同年一〇月二八日議員グループの政治局は会合を開き、ルイ・ヴァロンの言い分を聞いた上で、メンバーの秘密投票を行ない、全員一致で除名を決定した。⁽¹⁸⁾これに対してルイ・ヴァロンが不服の申立てをした。一一月五日、定例の議員総会が開かれ、総会は

ルイ・ヴァロンの弁明を聞いた後、賛成一二七、反対五一、白票一で最終的に彼の除名を決定した。⁽¹⁹⁾ルネ・カピタンらはヴァロンの除名は理由がないと主張していたが、除名理由の説明は遂に聞かれなかった。それは、この除名が多分に党内の勢力関係を反映するものであることを示していると言えよう。⁽²⁰⁾

以上、議員の議会活動に対する規制を見てきたが、このような厳格な規制の存在は、一方でグループの団結に役立ったが他面で議員の本会議等の会議における欠席をもたらしした。⁽²¹⁾

(一) Pierre Avril, U. D. R. et gaullistes, op. cit., p. 36.
党総務シャランセンも「同じような趣旨の発言をしている。

(Le Monde, 23 oct. 1959)

(2) cf. P. Avril, op. cit., p. 37.

(3) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 144.

(4) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146.

(5) Le Monde, 24 sept. 1960.

(6) 本章においてしばしば議員グループの規約を引用するが、一九六二年二月四日に成立した規約は J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 346-350. にその全文が収められており、(これが修正されて)一九六八年七月九日に成立した規約は P. Avril, op. cit., p. 70-75. にはほぼ全文が収められている。

(7) この点について、規約の定め方は詳細かつ複雑である。それは次のように定めている。

「組織されない討論 (les débats non organisés) において、個人の資格で発言しようとする者はグループの会長又は会長が指名する補助者と事前に協議しなければならない。組織された討論 (les débats organisés) において発言しようとする者は、グループの会長又は会長が指名する補助者に対して、希望する発言時間と扱う問題とを予告しなければならない。(一九六二年の規約の二七条、一九六八年の規約の一七条)

(9) この点に関するグループの規約は次のとおりである。

「グループのメンバーはこの規約の諸条項を守ることが約束する。グループのメンバー(又はアバテンテ)がこの規約の諸条項に対する違反があつた場合には、会長は一週間以内に関係者を呼んでその意見を聞く。会長は彼を政治局に付託することができる」(一九六二年の規約の二六条、一九六八年の規約の二六条)

- (10) Le Monde, 27 juil. 1963.
- (11) Le Monde, 21 mars 1968.
- (12) Le Monde, 15 sept. 1971.
- (13) L'Année politique 1961, p. 31.
- (14) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 148.
- (15) L'Année politique 1961, p. 151.

(16) Louis Vallon, L'Anti-de Gaulle, éditions du Seuil, 1969.

(17) Le Monde, 28 oct. 1969. ルモンド紙は、同時に、若干の国民議会議員がルイ・ヴァロンを議員グループから除名することを考えていることを報じている。

(18) 政治局のコミュニケは、「ヴァロンが、その著書の公表と抱いていた意図 (propos) によって、自から U・D・R を離れたことを確認した」と言っただけで、除名の理由を言わなかった。(Le Monde, 29 oct. 1969.)

(19) Le Monde, 7 nov. 1969.

(20) 政治局によるヴァロンの除名決定の直後、U・D・T はカタンらが署名した声明を出し、除名処分を強く非難した。

(Le Monde, 31 oct. 1969.)

(21) ヴァロンの除名は、一九六九年九月の U・D・T の再建、同年一〇月の機関誌 Notre République の再刊など、左派のドゴール支持者のボンビドゥー大統領を批判し、U・D・R を離れようとする動きに対する U・D・R 多数派の対抗手段という性格が強いように思われる。

(22) グループの会長が議員に対して、諸種の会議(本会議、委員会、議員総会)への出席を要求したことが何度もある (J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 149)。このことば、議員の出席率の悪さを示すものである。

第二節 議員総会・議員グループ会長・政治局

議員グループの規約に従うと、グループはその議決及び運営の機関として、議員総会、会長、政治局という機関を設け、研究機関として専門研究グループを設けている。規約には何らふれられていないが、年に一度か二度全議員が集まって開かれる議員研究集会も、一つの機関と考えてよいであろう。これらの諸機関のうち、専門研究グループと議員研究集会については、次節以下に譲り、ここでは議員総会、会長、政治局について順次考察しよう。

一、議員総会

ゴーリストグループは国民議会の置かれたブルボン宮で最も大きなコルベールの間(salle Colbert)を与えられ、ここを議員総会の会場にした。議員総会は、国民議会が開かれている間は、一週間に一度以上定められた日時に開かれ、その他必要な時には会長の要請により臨時に開かれると定められている(一九六二年の規約の一条、一九六八年の規約の二三条)。規約は政府に対する信任又は不信任の投票時には必ず事前にこの議員総会が開かれなければならないと定めている(一九六二年の規約の一条、一九六八年の規約の二三条)。

議員総会の権限について規約は「グループは政治局の提案に基

づいて、主権的に(souverainement)政治上の態度を決定し、必要な時には委員会におけるグループの代表者の投票を方向づけ、発議(initiative)や発言を決定し、発言者を指名する」と規定している(一九六二年規約一条、一九六八年規約一条)。ここに言われている「グループ」は、前条の規定をうけてグループの議員総会をさしているから、この規定はグループの議員総会がグループの最高決定機関であることを示すものである。しかしこの規定に、「政治局の提案に基づいて」という制限が付されている点は見逃せない。⁽¹⁾グループの議員総会に関する内規(règlement intérieur)はこの制約をより具体的に、「政治局によって審議日程に登載されない問題は、いかなる問題もグループによって討論されてはならない。政治局が一人又は数人の報告者を指名する」と定める。このような制度の下においては、政治局における事前の準備が極めて大きな役割を果たすことになり、議員総会における一般の議員の役割は限定されたものにならざるを得ない。

議員総会はまた、政治局がなした議員に対する制裁処置のうち、除名処分について、議員から不服の申立てがあった場合にこれについて判断を下す(一九六二年の規約の二六条、一九六八年の規約の二七条)権限も有している。

二、議員グループの会長

先に党組織における代表者である党総務の地位は高くはないことを見たが(第四章第二節五)、グループの会長の地位はこれとは異なり、規約の上でも実際上も極めて高い。

会長の高い地位は主として二つの点に由来する。一つは会長が単独でグループを指導するとする組織の構造である。規約は「グループは五人の副会長及び一人のメンバーからなる政治局によって補佐される(*assisté*)会長によって指導される」(一九六二年規約三条)と規定しているから(一九六八年規約三条もほとんど同じ)、形の上でも政治局ではなくて会長が議員グループを指導することになっている。会長の地位の高さは、第二に、その選出方法に由来する。会長はグループの議員総会で選出されることと規定されており(一九六二年規約三条)、具体的には後述するように、全議員の秘密投票で選出される。このような全議員の総意によって会長を選出するという方法がとられていることが会長の地位を高めるのに寄与していると考えられる。

会長は以下に掲げるような大きな権限を有している。

(一) 会長は議会の内外でグループを代表する。規約は、「議会の活動のあらゆる状況において、且つ、全ての対外関係においてグ

ループを代表する」(一九六二年規約四条、一九六八年規約四条)と規定している。この規定は具体的には、一方で大統領、政府及び他の議員グループに対して会長がグループを代表してその意見を伝え、他方で大統領や政府の意思は会長をとおしてグループに伝えられることを意味する。⁽³⁾

(二) 会長の第二の権限はグループの規律を確保することである。規約は「会長はグループの規約の尊重と内外の規律を確保する」(一九六二年の規約の四条、一九六八年の規約の四条)と規定している。より具体的には、グループのメンバーが規約を遵守していないと判断したばあい関係者を呼んで意見を聞いた上で、政治局に付託することができる(一九六二年の規約の二五条、一九六八年の規約の二六条)。

(三) 会長は五人の副会長の中から会長代理の副会長(*vice-président délégué*)を任命し、またグループのメンバーの中から若干の補佐人(*assistants*)を任命する。⁽⁴⁾ 会長代理の副会長及び補佐人は会長に対してだけ責任を負い、彼らの行為については会長が責任を負う(一九六二年の規約の四条、一九六八年の規約の五条)としている点も会長の地位が高いことを示すものである。

(四) 会長は、また、臨時のグループの議員総会を召集し(一九

六二年の規約の「一四条、一九六八年の規約の「一三条」、議決権を有する者として政治局の会議に参加し（一九六二年の規約の九条及び七条、一九六八年の規約の九条）、且つこの会議を司会する（一九六二年の規約の九条）。

(d) グループの議員総会、政治局の会議を開くことの出来ない程緊急を要するばあいには、会長が単独に「緊急の決定」をなす（一九六二年の規約四条、一九六八年の規約四条）。

議員グループの会長は、規約によれば、毎年の最初の会期の開始の前に、グループの総会において選挙で選ばれる。⁽⁸⁾ 具体的には、個人の秘密の投票を行ない、投票数の過半数を得た者が選出される。⁽⁹⁾ この会長選挙の方法は、形式的には極めて民主的だと言える。しかし、実際の選出過程を見ると事情はそれ程単純ではない。初代の会長を選ぶ選挙（一九五八年一月九日）、第二代の会長を選ぶ選挙（一九五九年一月一日）においては、いずれの場合も党の中央委員会によってグループに示された唯一の候補者が選出されている。⁽⁷⁾ 一九五九年四月、第三代目の会長を選ぶ選挙の時には四人の議員が立候補した。この時には、その中の一人ルイ・テルノワールはいわゆる「公認の」⁽¹⁰⁾（*un élu*）候補者であった。公認の候補者とは大統領及び首相の意にかなう人に他ならな

い。⁽⁸⁾ 一九五九年四月の時には結局、テルノワールが決選投票で二四票対七二票で対立候補を破った。一九六〇年三月八日の選挙の時には「公認の」候補者ヴァラブレグ（*André Valabrégue*）が破れるというハプニングが起った。この度の選挙には、ヴァラブレグの他レイモン・シュミットレンら四人が立候補した。第一回選挙ではヴァラブレグが六二票、シュミットレンが五四票の得票であったが、決選投票でシュミットレン九八票、ヴァラブレグ七八票で、シュミットレンが会長に選出された。⁽⁹⁾ この結果は、多くの議員の大統領や政府に対する不満の存在を示すものであることは明らかであるが、それは同時に、議員グループの会長は究極的には議員たちが主体的に選出しうることをも示したものである。一九六三年四月には、前首相のドブレを議員グループの会長に据えることによってグループの政府に対する立場を強くしようとの意図から、議員グループの総会は四月三〇日に予定していた会長選挙を、ドブレが選出されるはずの五月五日の国民議会議員の補欠選挙の日以降に延期することを決めた。⁽¹¹⁾ ドブレ自身が会長になることを拒んだため、この動きは実を結ばなかった。結局、一九六三年五月に会長選挙が行なわれ、「公認の」候補者であり、唯一人の候補者であったアンリ・レイが第一回選挙で一六

五票という圧倒的多数の票を集め会長に選出された。⁽¹²⁾ アンリ・レイは翌一九六四年四月に投票者の全員一致で再選され、⁽¹³⁾ その後長い間会長ポストにとどまった。彼は、いわゆる「公認の」候補者であったが、一九六八年一月に会長の立場で首相に出した手紙には厳しい政府批判が展開されており、彼が政府の意向に無批判に従う人物ではないことをよく示している。⁽¹⁴⁾ アンリ・レイのような人物が何度も会長に選ばれたということは、会長のポストが大統領や首相の支持とともに、議員たちの支持をも必要とするポストであることを示していると見えよう。

三、政治局

会長を補佐する機関として政治局 (le bureau politique) が置かれる。政治局は五人の副会長とグループが選出する固有の政治局のメンバーと法定メンバーで構成される。⁽¹⁵⁾

政治局のメンバーの中で副会長が大きな権限をもっている。一九六二年の規約は副会長は議員総会で選出されることを明示した(三条)が、一九六八年の規約は副会長選出に関する規定を置いておらず、現実には政治局で選出される。⁽¹⁶⁾ 会長は五人の副会長の一人を会長代理副会長 (un vice-président délégué) に任命する(一九六二年規約四条、一九六八年規約五条)。この会長代理副会

長の任務は「事務レベルにおいて (sur le plan administratif) グループを組織し且つ指導する」(一九六二年規約四条、一九六八年規約五条)ものとされるが、その任務の実態は、一九六二年頃と一九七〇年頃とは異なる。

一九六二年二月の回状によれば、会長代理副会長は、(1)書記局を組織し指導すること、(2)対応の仕事 (service d'accueil) を組織し指導すること、(3)立法局 (service législatif) を組織し指導すること、(4)参考資料の蒐集 (documentation) の任務を負うこととされた。⁽¹⁷⁾ J・シャルロによれば、一九七〇年頃には、会長代理副会長は、「グループの組織と管理を監視し、政府法案及び議員法案、グループのメンバーの口頭又は書面の質問、社会職業団体から出された要求、こういふものに対する政治局の決定を準備する」という任務をもつようになった。⁽¹⁸⁾ 会長代理副会長の権限はより実質的なものになったと言えよう。

一九七〇年頃の時点では、会長は他の四人の副会長に対して、それぞれ、(一)グループの会計の監査及び各省との連絡、(二)委員会、(三)「議会行動委員会」(これについては後述)、(四)専門研究グループの担当者に指名している。⁽¹⁹⁾ グループ出身の、国民議会の主要な役職者である国民議会の議

料 長、副議長、財務官、常任委員会の委員長、予算の総括報告者、

資 常任委員会の委員長がグループのメンバーでない場合はその副委員長が、一九六二年の規約によっても一九六八年の規約によつて

も、法定メンバーとされる。一九六八年の規約では、これに加えて、党総務（党総務が国会議員である場合だけ）、欧州議会におけるヨーロッパ民主連合グループ（U. D. E.）の会長が法定メンバーにされている。

グループによつて選出されるメンバーの選出方法にかんして、一九六八年の規約はやや奇妙にも思われる規定を設けている。

「経済上及び地理上の地域の公正な代表を尊重するために」、二十七人の選出されるメンバーのうち二十一人は地域別に選出されなければならないとした（二四条）⁽⁴⁰⁾。

グループによつて選出されるメンバーは一九六二年の規約では一六人と明示されていたが、一九六八年の規約はこの点全く言及していない。一九七一年四月時点においては、選出されたメンバーは三三人、法定メンバーは二五人となっている。⁽⁴¹⁾

政治局は議員グループの中で大変大きな権限を有している。規約に即して掲げるとそれは次のようになる。

(一) 修正案を作成する目的で行う、政治的問題の検討。

(二) 国民議会の役職への候補者、国民議会の委員会へのグループの代表者などの名簿の作成。

(三) グループの総会を開く余裕のない程緊急を要する時、緊急の決定を行なうこと。（以上の三項目は、いずれも一九六二年の規約の六条、一九六八年の規約の七条）

(四) グループのメンバーが議員提出法案、口頭質問、書面による質問などを国民議会議事部に提出することを許すか否かの決定。（一九六二年の規約の一七条、一九六八年の規約の一七条）

(五) 専門研究グループを監督すること。具体的には、研究の結果について定期的に報告を受け、専門研究グループが研究結果を発表することに同意するか否かを決定することなど。

（一九六二年の規約の一八条、一九六八年の規約の一八条）

(六) 規律維持の権限の行使。具体的には、政治局は会長からの付託を受けて、関係者の意見を聞いた後で懲罰を宣告する。

（一九六二年の規約の二五条及び二六条、一九六八年の規約の二六条及び二七条）

政治局の討論は議会对策担当の國務次官が参加して開かれるのが常で、彼はグループに対しては「政府の代表」であり、政府に

対しては「グループの代弁者」になったと言われている。⁽⁴²⁾

- (1) この「政治局の提案に基づいて」という言葉は、一九六二年十二月の規約改正の時に付加された。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 151)
- (2) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 151.
- (3) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146.
- (4) この会長代理の副会長は「事務レベルにおいて、グループを組織し指導する」(一九六二年規約の四条、一九六八年の規約の五条)という任務が与えられる。補佐人の任務については一九六二年の規約は何ら定めておらず、一九六八年の規約は「グループの働きのために有益であると会長が考える全ての個別的職務 (toute mission particulière)」(五条)と規定している。いずれにしても補佐人の職務は明確なものとはいえない。
- (5) 一九六二年の規約の三条。一九六八年の規約は会長選出にかんする規定を置いていない。
- (6) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 208.
- (7) 即ち初代の会長の選挙においてはレイモン・トリブレが、第二代目の会長の選挙においてはモリス・ペイルウ (Maurice Bayrou) が、中央委員会によって会長候補者に指名され、そのまま選出された。J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 231.
- (8) 一九六〇年三月一日付ルモンド紙は、「公認の候補者」を「党の指導部及び首相官邸のお気に入り (le favori)」という言い方で説明している。これに対し J・シャルロは「良い候補者の名前——つまり、公認の候補者の名前の意、筆者註——は常にエリゼ宮、マティニョン、議長公邸、そして恐らく内務者からささやかれる (soufflé) のであって、リル通り——党本部、筆者註——からではなう」と言っている。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 230) いずれの見方が正しいか、今の筆者には判断を下すに足る資料をもち合わせていないので、今後の研究に待ちたい。
- (9) Le Monde, 10 mars 1960.
- (10) ルモンド紙は、「ヴァラブレグの敗北は「陣笠議員の不機嫌のしるしと解釈された」と記した。(Le Monde, 10 mars 1960)
- (11) Le Monde, 28-29 avr. 1963.
- (12) Le Monde, 18 mai 1963.
- (13) Le Monde, 9 avr. 1964.
- (14) 一九六八年一月初め議員グループの会長アンリ・レイは首相に対して長い手紙を送り議員たちの政局に対する不満を伝えた。ルモンド紙によるとその内容は次のとおりであるが、相応に厳しい政府批判が展開されている。
アンリ・レイはまず U・D・R の国民議会議員たちは法律の精神がゆがめられるのを防ぐため、基本的に重要な法文を

適用するデクレの研究に直接に関与したいという意思を既に表わしていたが、政府がこの点についての心配を考慮しなかったのは残念だとした。

ついでレイは行政部のあり方を問題にし、中央官庁の地方サービス機関 (services locaux) が議員に対する事前の相談なしに廃止されたことを問題にした。またレイは、U・D・Rの国民議会議員の選挙区においてとられる重要な行政手段については、U・D・Rの議員に相談すべきであり且つ議員たちの正当な願いは考慮されるべきだ、という要求を出すことを委任されていることを明らかにした。レイは議員たちはその提案が無視されているという感情を抱いていることを指摘した。彼は適切な要求がU・D・Rによって提出されていたにもかかわらず、大学改革法案に対する重要な修正はどんなものも政府によって同意が与えられなかったと言った。レイはまたグループの投票規律によって法案がグループのほとんど全員一致で可決されるという慣行を続けることは棄権を奨励する恐れがあると言った。(Le Monde, 21 nov. 1966)

(15) 一九六八年の規約は政治局は選出されるメンバーと法定メンバーからなる(三条)とし、国民議会の議長、副議長、財務官、常任委員会の委員長、予算の総括報告者、常任委員会の委員長がグループのメンバーでない場合はその副委員長、党総務が国会議員である時には党総務、欧州議会 (Assemblée européennes) におけるヨーロッパ民主連合グループ

(groupes de l'Union démocratique européenne = U. D. E.) の会長が政治局の法定メンバーになるとしている(九条)。一九六二年の規約では法定メンバーという用語は用いられていないが、国民議会の議長、副議長、財務官、常任委員会の委員長、予算の総括報告者、常任委員会の委員長がグループに所属していない場合には副委員長が「票決権をもって政治局の仕事に参加する」(participent aux travaux du bureau politique avec voix délibérative)(九条)と規定されている。一九六二年の規約の下で政治局の討論に参加する者の範囲は一九六八年の規約の下で政治局の法定メンバーとほとんど一致している。それ故、一九六二年の規約の下においても、これらの「票決権をもって政治局の仕事に参加」していた者は、実質的には法定メンバーであったと言える。

(16) J. Charlot, Le phénomène gaulliste, op. cit., p. 128.

(17) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 176.

(18) J. Charlot, Le phénomène gaulliste, op. cit., p. 128.

ジャン・シャルロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲)一四四頁。

(19) J. Charlot, Le phénomène gaulliste, op. cit., p. 128-129. ジャン・シャルロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲)一四四—一四五頁。

(20) 具体的には、レジオンを、三〇以上の選挙区を含んでいるものとそうでないものに分け、三〇以上の選挙区を含んでい

るレジオンには二議席、三〇未満の選挙区しか有しないレジオンには一議席を割り当て、レジオン内で選ばれる。

(21) P. Avril, op. cit., p. 75.

(22) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 178.

第三節 専門研究グループ

(1)(2)
(les groupes d'études spécialisées)

U・N・R議員グループが結成されると、ほとんど同時に、議会の常任委員会に対応する研究グループを議員グループの内部に設けるという構想が生れた。一九五八年一二月の議員グループの集会において、議員グループの会長レイモン・トリブレ(Raymond Triboulet)は「議会の六つの大常任委員会に出来るだけ対応する」「六つの研究グループ(groupes de travail)をつくり、その中に国会議員がその専門性(specialités)に従い配分される」ような体制をつくるべきだとの構想を公にした。⁽³⁾翌一九五九年一月になってこの研究グループが実際の活動を開始した。研究グループは、最初はその事務局を国民議会内においていたが、一九五九年に事務局を党本部の事務局におくようになり、党総務の支配下におかれるようになった。一九五九年二月に新たに党総務になっ

たアルバン・シャランドン(Albin Chalandon)は「広く外部に開かれた討論集会(colloque)と円卓会議(table ronde)」での話し合いによって議会外の人々の意見を聞くことを重視し、研究グループを軽視した。このためアルバン・シャランドンが党総務であった時代(一九五九年一月まで)、農業専門研究グループを除く全てのグループの活動は極めて不活発であった。⁽⁴⁾一九六〇年、ジャック・リシャール(Jacques Richard)が党総務の時、研究グループの事務局は党本部から国民議会のあるブルボン宮に戻された。⁽⁵⁾研究グループの地位が確立するのは一九六二年(十一月の議会選挙後)に始まる第二立法期になってからである。

一九六二年二月四日に成立した国民議会議員グループ規約八条は、専門研究グループについて次のように規定していた。

「議会活動の各々の部門(sections)のために、この部門に属する諸問題を、党の権限ある機関と連絡しながら検討する任務をもつ常設研究グループ(un groupe d'études permanent)が設けられる。各研究グループは、関係する(議会の)委員会のメンバーに加えて、そのメンバーになることを望むU・N・Rグループ所属のメンバーを含む。研究グループの数と権限については政治局が定める。各研究グループの責任者は、政治局と研究グループの

メンバーとの協議を経て、政治局によって指名される。研究グループの研究の結果は定期的に政治局に提出される。研究グループの研究の結果は政治局の同意なしには決して公表されてはならない。

専門研究グループの権能は政治局によって定められ、その研究の結果は政治局に提出され、政治局の同意なしに研究の結果を発表しえまいとされているから、専門研究グループは政治局の下部機構として位置づけられていると言える。(一九六八年七月一日に定められたU・D・R国民議会議員グループ規約による専門研究グループに関する定めも右と基本的には変わっていない。)

この規定をうけて、一九六三年一月四日の通牒(circulaire)は七つの専門研究グループを設け、その下に二一の小グループ(sous-groupes)を設けることを規定した。七つの専門研究グループは、(一)対外問題(Affaires extérieures)、(二)農業、(三)経済及び財政問題、(四)社会問題、(五)行政改革、(六)地域整備(Aménagement du territoire)、(七)公衆衛生及び住民(Santé publique et population)に関するものである。これらの専門研究グループの下に二一の小グループが設けられていたが、一九六三年七月九日の通牒は小グループの数を一五に減らした。こうして出来た専門

研究グループの構成を国民議会の常任委員会と対応させてみると別表の通りになる。

専門研究グループ (印は小グループ)		国民議会の常任委員会
I、対外問題 ・ 外交 ・ 国防		外交問題委員会 国防及び軍事委員会
II、農業		生産及び流通委員会
III、経済及び財政問題 ・ 商業、分配、職人問題 ・ 税制 ・ 投資 ・ 価格政策及び所得政策		財政、一般経済及び計画委員会
IV、社会問題 ・ 社会保障 ・ 老人 ・ 教育 ・ 青年 ・ スポーツ ・ 労働 ・ 帰還者(アルジェリアなどからの帰還者問題)		文化、家族、社会問題委員会
V、行政改革		(常任委員会に対応していない)
VI、地域整備 ・ 住宅、建設 ・ エネルギー		(常任委員会に対応していない)

Ⅶ、公衆衛生及び住民

(常任委員会に対応していない)

(一九六三年一月四日の通牒で定められ、同年七月九日の通牒によって部分的に修正されたもの。J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 157. 2449)

(憲法、立法、共和国の一般行政に関する委員会) に対応する専門研究グループはない)

専門研究グループの果たすべき役割について、一九六三年七月九日の通牒は次の様に定めている。

「一、各専門研究グループの権限に属する問題を研究すること。

二、時には議員提出法案の草案を作成し、あるいはU・N・R—U・D・Tグループの議員によって準備されている議員提出法案を検討すること。三、首相によって、または首相付の國務次官デュマ氏によって、権限のある専門研究グループに伝えられた(政府が)準備中の政府法案に関し、提案(suggestions)と意見(observations)を政府に提出すること。四、議員グループの名において修正案、口頭質問又は書面による質問を調整する(neutre au point)こと。五、政治局を通して、専門研究グループの権限に属する問題に関して、(議員グループが)態度を決定すべきことを議員グループに提案すること」⁽⁸⁾

右の中、第三の政治法案に対する提案と意見の(政府に対する)提出は、政府と専門研究グループの交流を前提としている。事実、政府——具体的には大臣及び省の職員——と専門研究グループとの間には早い時期から交流があった。一九六三年一月四日の通牒は議員グループの会長が首相に懇請した結果、首相は議会対策担当の國務次官デュマの下にいる政府の専門家を専門研究グループに派遣することにしたことを報じた⁽⁹⁾。また、一九六三年四月三〇日の議員グループの機関誌は政府と専門研究グループとの交流の実情を次の様に伝えている。

「大臣たちは専門研究グループにやって来て立法の計画(programme)の大略を説明したが、専門研究グループの方ではその立法を早くなすようにと政府に要求した。また、専門研究グループが(政府の)予備草案を十分に検討し、法案の議会への上程の前に専門研究グループの提案を作成することを可能にするために、予備草案がかなり早い時期に、デュマ氏(議会对策担当の國務次官——筆者注)によって専門研究グループに伝えられた。U・N・R—U・D・Tの専門研究グループの媒介によって、議会活動はこれまで経験しなかった新しい土台を獲得した」⁽¹⁰⁾

個々の専門研究グループの活動はどのようなものであったか。

農業専門研究グループは最も早い時期につくられたもので、最も活発に活動したグループである。一九六四年七月六日に成立した「農業契約経済に関する法律」⁽¹¹⁾は、U・N・R・U・D・T議員グループが提出した議員提出法案が法律化されたものであるが、この法律の立法過程は農業専門研究グループの活躍をよく示している。

一九六三年二月から三月にかけて、農業専門研究グループにおいて、議員ではなく、そこに招かれた一人の農業生産者組合の責任者ヴェイラ⁽¹²⁾(Veillas)によって農業契約経済(U'économie contractuelle agricole)に関する長い専門的な報告書が提出された。この報告書はその後、農業に関する政府の専門家であるペイロ(Beylo)なども参加する農業研究グループの会合で何度も検討された。そしてペイロの考えと政府の予備草案を考慮した「総合的な提案」(proposition de synthèse)を作成した。この提案がそのまま議員グループの政治局によって可決された。政治局はこの提案の重要性を考慮して例外的な扱いをして、議員グループの副会長を通して、これをドゴール大統領に示した(一九六三年四月)。大統領は「専門研究グループによって定められた諸原則に対する同意」を与えた。四月二五日農業大臣ピザニ(E. Pisani)が研

究グループに来て、議員提出法案が国民議会の事務局に上程される(一九六三年五月一六日上程)前に検討した。議員提出法案が五月に国民議会に上程された後、一〇月になって研究グループは政府が求めた修正の要求を検討した。研究グループが受け入れた修正は議員グループ内部の立法局(Le service législatif)に付託された。一〇月一〇日、グループは予算の第一読会が終った直後に法案を議事日程に登録してもらうために、代表団を首相のもとに連れていくことを議員グループの会長に対して要求することを決め、後に議員グループの会長らの代表団が首相のもとを訪れた。同年一月一三日に同法が第一読会で可決されたが、議会で同法が審議されている間、農業研究グループは何度か会合を開いて議員又は政府から出された修正案に対する同グループの態度を決定した。このような経過を経て一九六四年七月法律が成立した。⁽¹³⁾

この法律の制定過程における農業研究グループの働きについて、二つの注目すべき点が見られる。第一は、政府の農業問題の専門家ペイロ及び農業大臣ピザニがこのグループの会合に参加したことに端的に示されるように、政府との間に緊密な協調・協力があつたこと。第二にこの研究グループの作成した議員提出法案がそのまま議員グループの政治局で承認され、また法案が国民

議会上程された後も、修正案が出される度にこの研究グループがそれを検討したことに見られるように、法律の制定に関してこの研究グループが終始イニシアティブをとりつづけたことである。

農業研究グループは議員提出法案の作成という仕事ばかりでなく、議会の常任委員会や政府に情報を与えるという役割をも果たした。このグループは農業従事者の代表者と密接な接触を保ち、彼らの事情に精通している。それ故、農業に関する重要な政府法案を検討する任務をもつ常任委員会の報告者は状況を見極めるためにこのグループにやって来た。⁽¹⁵⁾ また農業大臣ビザニは一九六三年四月から一九六五年六月迄の間に少なくとも六度このグループにやって来た。

農業研究グループはまた、しばしば政府の考えている政策に反対した。例えば、一九六四年六月、この研究グループは政府の「農地会社及び農地投資会社」の構想に対し、それが土地国有化へ向う一步をなすと考え、「農業大臣によって表明された見解に対して、力強く且つ明確に、教義的な反対 (opposition doctrinale) を表明」した、と議員グループの機関誌は記している。⁽¹⁶⁾

農業研究グループがこのように活発な活動をなすことができた

原因として、議員が伝統的に農業問題に対して関心が高いことと、農業団体が議会を通して農民の利益を擁護することに関心が高いことの二つをあげることができよう。

対外問題専門研究グループの活動は不活発であった。一九六五年の春までの間に、このグループは四回の会合を開いただけであり、議会で軍事計画法 (Lois-programmes militaires) の審議がなされた時にも、国防小グループは一度も会合を開いていない。⁽¹⁷⁾

その上、ここで大臣によって与えられる情報については「秘密の性格」が強調されたから、この研究グループは「政府とU・N・R—U・D・T議員グループとの間の秘密の情報交換所 (un relais d'informations à caractère confidentiel) のように」見えると議員グループの機関誌は記している。⁽¹⁸⁾ 対外問題研究グループの活動がこのように活発でなかった原因として、対外問題はもっぱら大統領に委ねられるべき領域だとするいわゆる留保領域という考え方がアルジュリア問題以来の第五共和制の政治運営の伝統になっていたこと (第七章で詳述する)、国会議員が外交政策に対して大きな関心をもっていないこと、さらに外交問題がその性質上秘密を伴いやすいこと、などがあげられよう。

経済及び財政問題研究グループはそれ自体の活動は活発とはい

えないが、その二つの小グループ、商業・分配、職人問題にかんする小グループと税制にかんする小グループが比較的大きな働きをした。

経済及び財政問題専門研究グループはその会合を開くことが極めて少なく、一回目の会合は一九六三年二月六日に開かれ、二回目の会合が一九六四年五月に開かれるという状態であった。⁽¹⁹⁾

商業・分配・職人問題の小グループは「商業上の不動産の賃貸借料金」の問題に力を集中した。一九六四年四月、この小グループのオゲ (Michel Hoguet) らからなる代表団が国爾尚書及び彼の部下と共にこの問題を研究した。この小グループは、オゲの報告書に基いて司法省、財務省、建設省によって準備された政府草案を検討した後、議員法案の形で対案を作成することを決定した。この議員法案は一九六四年四月二九日及び三〇日に小グループで可決され、ついで一九六四年五月五日に議員グループの政治局で可決され、議会对策担当の國務次官を通してボンピドゥー首相の下に提出された後、一九六四年五月一三日に国民議会上程された。⁽²⁰⁾

税制にかんする小グループは財務省と内務省の協力を得て総売上高に対する税 (taxes sur le chiffre d'affaires) と地方税 (taxes

locales) に関する研究に力を注いだ。一九六三年一月には、この小グループは付加価値税 (taxes sur la valeur ajoutée) の商業への拡大に反対し、これが政府の準備している地方税制改革に対する議員グループの激しい攻撃の発端になった。翌一二月一七日ボンピドゥー首相は国民議会の U・N・R 議員の部屋にやって来て、「地方税を付加価値税にかえることはまだ現実の問題になっておらず、草案は下書 (ébauche) の段階であり、最終草案は広く意見を聞いた上で、首相官邸で作成されるだろう」と言って議員たちをなだめた。⁽²¹⁾ こうした税制小グループの政府の政策に対する反対は、それが最後まで貫かれるということはないにしても、政策の実施を遅らせたり適用の条件を再検討させたりした点で、政府の行動を制約する役割を果たすと J・シャルロは言っている。⁽²²⁾

経済及び財政問題研究グループにおいては、政府との協力が十分にはなされなかった。例えば、議員グループの機関誌が記しているところによると、一九六三年一二月、商業・分配・職人問題小グループは、商業全国大会 (asises nationales du commerce) の活動について何らの情報を与えられないことに不満を表し、また商業上の不動産の賃貸借料金の決定及び改訂に関する政府提出法案について、この小グループが以前に「極めて明確な提案」を

出していたにもかかわらず、小グループに対して何の連絡もないのは残念だとして、議員研究グループの代表者の会議において経済及び財政問題研究グループの意見を提出した。⁽²³⁾

社会問題専門研究グループは旧U・D・Tの左派のゴーストであるルネ・カピタンを会長にし、政策目標の筆頭に「労働者階級を国民の中に再統合する」(réintégrer la classe ouvrière dans la nation)ことをあげた。旧U・D・Tの左派のゴーストである労働大臣ジルベール・グランヴァルはこの研究グループへの協力を惜しまなかった。彼は何度か個人的にこのグループに來た。一九六三年一月一六日には立法の計画の作成に参加し、同年一二月にはこのグループにおいて、政府がどんな提案を受け入れるかということを述べ、一九六五年四月にはこのグループにおいて政府の企業委員会の改革案を弁護した。労働省の代表者コラン(Colin)がこの研究グループと労働省の連絡に當った。企業委員会の改革にかんする政府草案は社会問題研究グループの中の小グループである労働研究グループで可決された予備草案の影響を受けていると言われる。⁽²⁴⁾しかしこれは社会問題研究グループの働きが実を結んだ例外的な事例である。

社会問題研究グループの活動が成果をあげることができなかった

た最大の原因はそのメンバーの構成にあると考えられる。即ち、この研究グループにおいて社会問題に関心の深い旧U・D・Tの左派のゴースト達が大きな役割を占めていたため、この研究グループと議員グループ全体との間に考え方のずれが大きく、この研究グループの活動が議員グループの支持をうけることができなかったということである。専門研究グループは、そこに入りたい議員は誰でもメンバーになることができるように規定されているが、このことがこのような現象をもたらしたとと言える。

地域整備専門研究グループは一九六三年三月につくられたが、一九六三年一月に国民議会で地域整備に関する討論がなされた時から一度も全体での会合を開いていない。この研究グループの中心人物ルメール(M. Lemaire)は、ある調査結果(R. Delouvrier)のロレーヌ地方を例にとった、一九五四年と一九六二年の調査)からパリ地方と地方との間の格差が次第に大きくなって來ていると考え、これを是正するために、地方の住宅の改良、専門教育施設設置、税制の改革などの努力によってパリ地域の急速な人口の増加を抑えるという政策をとろうとした。⁽²⁵⁾しかし、パリ地域はU・N・R・U・D・Tが最も力をもっている地域であり、議員グループの中にパリ地域の出身者が占める割合は極めて大きいから、

ルメールに指導されるこの研究グループの地域整備の構想が議員グループを説得することはできなかった。⁴⁷⁾

地域整備研究グループの下に住宅・建設小グループは建設省の緊密な協力を得てある程度の働きをした。例えば、一九六四年六月には建設省の人物が建物の賃貸借に関する政府提出法案の説明にこの小グループにやってきた。⁴⁸⁾

「公衆衛生及び住民」専門研究グループは一九六三年一〇月につくられ、初代及び第二代の代表者はともに医師出身の議員であった。この研究グループがなした主な活動は二つある。一つは病人・虚弱児・病気の予防に関して厚生省に提出すべき改革案を作成したことであり、いま一つは医師及び医療従事者の利益を擁護する活動をしたことである。この研究グループは、たとえば一九六四年の一二月に「薬剤師全国組合」の会長などの代表者を迎えるなど、医療関係の仕事に従事している人々の組合の代表者を迎えた例は少なくない。⁴⁹⁾

(1) ここに専門研究グループと呼んだものはU・N・R—U・D・T国民議会議員グループの規約上の正式の名称は「常設研究グループ」(groupe d'études permanent)である(一九六二年一二月の規約の一八条、一九六八年七月の規約の一八条)。しかし、これは一般には「専門研究グループ」(略称は

頭文字を取って G. E. S.)と呼ばれている(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154) ので、ここではこの俗称を用いることにする。

この専門研究グループについて、シャルロは前掲L'U.N.R.の五一三—一六六頁において、議員グループの機関誌 Informations et documents その他の党内機関誌を資料として詳細な記述をしている。筆者もまたこれらの党内機関誌に直接当たること、そしてとくに彼の著書の記述の対象から外れた一九六五年以後の専門研究グループの実態について調べることを望み、党内の資料を入手するために出来る限りの手をつくしたが、U・N・Rの継承者である現在のゴリスト政党 Rassemblement pour la République (R. P. R.) の本部にも、パリの主要な公共図書館にもU・N・Rの党内機関誌は保存されていないのでこれらの資料に直接当たすることはできなかった。以下の記述は基本的にシャルロの前掲書に基づくものである。

なお、以下にあげる専門研究グループの活動について、ルモンド紙が取上げていることは(筆者が調べた限り)一度もない。このことから判断すると、専門研究グループの働きは限定されたものだと言えそうである。

(2) この専門研究グループによく似た研究機関に「議会行動委員会」(comité d'action parlementaire)と呼ばれるものがある。これは一九六八年の規約(一九条)にはじめて出てく

るもので、それによると、「基本的な改革案の作成と実施を必要とする議会の活動分野のために」設けられる。議会の行動

委員会は個別的・具体的なテーマ毎に設置されるもので、この点が専門研究グループと異なる。議会行動委員会は、一九六八年九月の議員研究集会の際の活動が目立った次節参照) 他は大きな働きはしていないといわれる (J. Charlot, *Le phénomène gaullois*, op. cit., p. 125-126. シャン・シャルロ、野地訳『保守支配の構造』(前掲) 一四一頁)

- (3) *Combat*, 13 déc. 1968, cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 153.

- (4) 農業専門研究グループはこの時期に議員提出法案の農業基本幹法案 (*une proposition de loi-cadre agricole*) を作成し、ルイ・テルノワールの名で国民議会の理事部に上程した。 (J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154.) 右の法案は成立しなかったが、一九六〇年春の議会で政府提出の農業基本法案が可決され、一九六〇年八月五日法 (D. 1960. I. 290) が生れた。この頃の農業事情について、『のびゆく農業』九九号及び一〇〇号 (ともに一九六〇年) 参照。

- (5) この時、農業省で専門知識を身につけた二人の公務員 (Henri Elzière 夫妻) が党本部の事務局を離れ国民議会に設けられた専門研究グループの事務局に移った。 (J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154.)

- (6) 一九六八年七月に定められた U・D・R 国民議會議員グル

ープ規約一八条は専門研究グループについて次のように規定する。

「議会活動の各部門 (secteurs) のために、この部門に属する諸問題を研究し、望ましい解決方法 (solutions) を準備し、その権限内に属する政府法案や議員提出法案を検討する任務をもつ常設研究グループが設けられる。常設研究グループの研究の結論は定期的に政治局に提出される。常設研究グループの研究の結論は政治局の同意なしには決して公表されてはならない。国民議会の審議において、ある常設研究グループの権限に属する事項に関する討論がなされる時は、その常設研究グループのメンバーは討論に参加しなければならない。」

- (7) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 155.

- (8) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 155.

- (6) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 154.

- (10) Informations et documents, n° 2, 30 avr. 1963, cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 155.

- (11) 農業契約経済に関する法律に「*groupes*」は *Dalloz*, 1964, L. p. 227. この法律は、「生産条件の改善、価格の適正化など」主として農民の利益を保護しようとするものである。(cf. *Le Monde*, 14 déc. 1963.)

- (12) ユーイラはグリーンピース生産者組合の責任者で、かんづめ製造業者の代表者との長期供給契約を考えた人物である。

- (J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 156.)

- (13) 以上の農業契約経済に関する法の制定過程については、J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 156 et 158. 以下。
- (14) 例えば、一九六三年一〇月には財務委員会の報告者リヴァン(Rivan)は農業予算にかんする情報を求めてグループを訪れた。また、一九六四年四月一三日には、農業災害保障にかんする政府案の報告者ブッソ(Bousseau)がこの研究グループを訪れた。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 159.)
- (15) 一九六三年四月一八日に牛乳と肉の価格にかんして、一九六三年四月二五日に農業契約経済にかんする議員提出法案に「*グループ*」等。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 159.)
- (16) Informations et documents, n° 15, juin 1964, cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160.
- (17) 軍事計画法は一九六四年一二月の議会で審議、可決された。この法律は一九六五年から一九七〇年の間に五四〇億フランという巨費を投じて、「戦略的核兵器」の導入など軍備の近代化をはかろうとする重要な法律である。(cf. Le Monde 3 déc. 1964, L'Année politique 1964, p. 102.)
- (18) Informations et documents, n° 2, 30 avr. 1963, cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160.
- (19) この時財務大臣ジスカル・デスタンがこの会合に出席して、「立法部のための経済および財政の計画の非常に完全な目録」をこの研究グループと協力して作成することを約束した。(Informations et documents, n° 2, 30 avr. 1963 cité par J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 160-161.)
- (20) この第二回目の会合はフランス輸出産業連盟 (l'Union française des industries d'exportation) の代表団の意見を聞くために開かれた。J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 161.
- (21) 以上は、J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 161. 以下。
- (22) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 162.
- (23) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 162. なお、一九六五年六月、付加価値税の対象を商業等に拡大することと地方税の改革を内容とする政府の税制改革法案が議会に提出され、ヨーロッパ議員グループからの多くの修正要求が容れた後可決され、一九六六年一月六日法 (D. 1966. L. 67) として公布された。(cf. J.-P. Dussaife, Le Parlement face à la réforme des taxes sur le chiffre d'affaires, R.F.S.P., 1966, p. 521.)
- (24) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 161.
- (25) 企業委員会の改革に関する政府草案は、労働研究グループで可決された予備草案が議員グループの政治局によって斥けられたのち、労働大臣グランヴァルがこれを取りあげて若干の修正をほどこして政府草案としたものである。(J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 162-163.) なお、企業委員会の改正に関する一九六六年六月一八日の法律について、田端博邦「フランスにおける労働者参加制度」(『社会科学研究』三七卷一号) 九一頁及び一〇〇頁以下参照。

- (26) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 163.
- (27) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164.
- (28) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164.
- (29) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 164.

第四節 議員研究集会

(les journées d'études parlementaires)

ゴースト政党所属の国民議會議員は、年に一度か二度、議會が開かれる直前の三月か九月に保養地に集まり諸々の問題について話し合う機会をもつのが常であった。これが議員研究集会であり、一九六〇年九月に第一回の集会を開いて以来、途中、一九六五年、一九六六年、一九六七年の三年間と、一九七三年には開かれていないが、あとは毎年開かれている。一九五九年四月一日——十五日に開かれた議員情報集会(les journées d'informations parlementaires)も党所属の全ての議員を一同に集める点でこの議員研究集会に似ているが、これは党事務局が主宰した点で議員グループ自身が主宰する議員研究集会とは異なるものであった。第一回議員研究集会は一九六〇年九月二二——二三日にアルカシェン(Archon)で開かれた。この集会には党所属の約二百人の国民議會議員のうち約百人が参加した。⁽⁶⁾

第一日目は主として、ミルゲ(Mirguet)ら数人の議員によって準備された税制改革案を検討し、ミルゲらの提案した「土地所有権の移転に対する課税」の制度に対して大多数が支持を表明した。第二日目には議員たちは議員グループの規約の改正の問題をとりあげた。議員グループの総務アビブ・ドゥロンクル(Habib Deloncle)がこの問題にかんして提出した草案は、ルモンド紙によって「政治的な規律と一定の活動の自由を妥協させるといふ希望を表わしている」と言われた。この草案が定める新しい条項は次のような内容のものである。

「グループの内部において表現の自由と投票の自由は完全なもの(entière)である。日常の議會活動において、発言・書面・投票において、グループのメンバーはグループの多数の考えとの堅い連帯(une constante solidarité)を表明することが望ましいことではあるが、それは義務的ではない(non impératif)。もしグループが投票規律(la discipline de vote)を決定したばあいには、それは強制的な義務(obligation impérative)となる」⁽⁷⁾

一九五八年一二月に制定された従来の規約においては、「党の政策又は国民の生活と直接にかかわりをもたない(問題の)投票の他は、投票規律が原則」であったと言われているが、この度の

修正は「グループが投票規律を決定したばあい」のみ拘束が生じるとし、自由投票が原則であることを明らかにしたと言える。右に引用した草案は議員研究会で可決され、後にそのまま一九六二年の議員グループ規約の二四条の一部分にとりいれられた。

研究会はまたオスタシュ(Hostache)の報告に基づいて行政の分権化(décentralisation administrative)の問題について討論したが、この討論の中でシャトネ(Chatenet)はアルジェリア問題、外交などいわゆる「留保領域」に関する政策についてドブレ首相に与えられた支持は「内政、社会経済政策にかんしては無条件なものではありえない」と言った。

このように議員の自由を拡大しようというのが第一回議員研究会にかける議員たちの一般的な気持であったと言えよう。

一九六一年の議員研究会は二月と九月に開かれた。二月の集会は二月七日——九日アジャックシオ(Ajaccio)で開かれた。この度の集会は、「労使の協力」(l'Association Capital-Travail)の問題をとりあげる議員提出法案を提出することを可決し、付加価値税の増額に対して反対し、土地の譲渡にかんして千分の一の税をかけることを内容とするミルゲ(Mirguet)議員の提案を可決し、また生活必需品の価格の引下げと高齢労働者に対する手当の

引上げを政府に要求することを決めた。

集会終了後、議員グループの会長レイモン・シュミットレンは新聞記者たちを前にして、自分たちの社会計画(programme social)が「党と権力との対立をもたらす」ことを懸念して、「もし我々が満足を得ないならば、我々は予算案に対して賛成票を投じないだろう」と言った。^(a)

このたびの議員研究会においては、経済・社会の問題に関して具体的な問題を取りあげている点が注目される。

一九六一年九月の議員研究会は同年九月二一日——二四日ポルニシェ(Porniche)で開かれた。最初の二日間には五つの分科会に分かれて討議し、第三日目と第四日目に全員の集会を開いて各分科会から提出された報告書を検討した。五つの分科会は、それぞれ体制の擁護、多数派の問題、政府との関係、議員活動の組織、アルジェリア問題をとりあげた。アルジェリア問題に関する分科会は議員グループの会長シュミットレン自身がこれを指導した。

トマジニ(Tomassini)が提出した体制の擁護にかんする分科会の報告書は、第五共和制が成立してからの三年間に四九六の議員提出法案が上程されたのに、このうち二一しか議院の議事日程に

登載されなかったこと、政府提出法案の方は二七三上程されたち二〇六が可決されたことを指摘し、政府の議會輕視を非難した。アビブ・ドゥロンクル (Habib Deloncle) が提出した多数派の問題にかんする報告書は、M・R・Pグループ及び独立派との(選挙協定を含む)協力が望ましいとした。

アルジェリア問題に関する報告書はバルウスキ (Jean-Paul Palewski) によって提出された。それは、「アルジェリアと本土との間の緊密な協力という解決方法を得るために、國家元首と政府を信用する」ことを議員に訴える、具体的内容のない報告書であった。⁽⁸⁾

議員グループの政府からの自治を求める声が議員研究集会全体を支配したことは、前回の議員研究集会の場合と同様であった。⁽⁹⁾

一九六二年の議員研究集会は九月一八―二二日にサン・ラファエル (Saint-Raphaël) で開かれた。この研究集会では、来たる一〇月二八日行なわれるはずの大統領直接選挙制の導入の可否をめぐるレフェレンダムに対する党の戦術を検討することが大きな課題となった。國民議會議員アビブ・ドゥロンクルは大統領直接選挙制の導入による憲法改正は「現在の権力の均衡を変えるものではなく、それを確立するものである」と言った。

議員研究集会は最後に決議を出した。それは、U・N・Rは「ドゴール將軍が九月二〇日の演説において明らかにした民主主義体制についての觀念に対して留保なしの同意」を与えるとした。ついで、決議は近く行なわれるレフェレンダムにおいて、賛成と応えるようにフランス國民に対して呼びかけた。最後に、決議は「U・N・Rグループは堅固 (solide)、有効 (efficace)、民衆的な (populaire) 共和国に対する支持をはっきりと選択する全ての人々の大規模な結集を検討する用意がある」と結んだ。⁽¹⁰⁾

一九六三年の議員研究集会は同年九月二〇日から二二日まで、ボリュエスール・メール (Beaulieu-sur-Mer) で開かれた。これまでの議員研究集会には元老院議員の参加は少なかったが、このたびの集会には党所屬の國民議會議員と元老院議員のほとんど全員が参加した。⁽¹¹⁾ ただし、集会の最後に出された「全体政策の宣言」は國民議會議員だけで採決した⁽¹²⁾から、集会の性格は変らなかつたと見てよい。

集会の初日の全員集会において、議會対策担当の國務次官ピエール・デュマは、グループが「その活動において、常にその使命に込めていること」を祝った後、「あなたがたは、敵を前にして、多数派の統一あるブロックを構成しなければならない」と言つて、⁽¹³⁾

料　その団結を訴えた。

研究集会への参加者はその後六つの分科会に分れ、事前に配布された原案を検討した。六つの分科会は、(一)国民教育・青年・スポーツ委員会、(二)祖国復帰者委員会（アルジェリアなどから本土への復帰者の問題を扱う委員会）、(三)社会保障委員会、(四)高年齢者委員会、(五)住宅委員会、(六)病院改革委員会である。⁽¹⁴⁾

国民教育を取り扱った分科会の報告者ギロン(Guillon)は、「行政構造(structures administratives)の不適用と過度の中央集権」を批判し、学校及び大学の建設のための大規模な募債(camprunt)を提案した。住宅問題についての分科会は担当大臣のマツィオル(Maziot)も参加して活発な討論を行なった。この分科会の報告者プリウ(Prieux)の報告はこの問題が極めて重要なことを指摘した後、政府の計画のような毎年三五万戸の増加ではなく四五万戸の増加が必要であるとし、これを実現するために建築許可の手続を簡略にすることを提案した。病院改革の問題については、ル・ガル(Le Gall)博士が報告した。彼は施設の欠乏と職員の不足を指摘した後、県レベルでの保健事業の再編成と全国的な病院基金(fonds national hospitalier)の創設を要求した。⁽¹⁵⁾

最終日に二三四人の国民議会議員は全員一致で「全体政策の宣

言」を可決し、ボンビドゥー首相の閉会演説で幕を閉じた。全体政策の宣言は、アメリカと同盟を結びつつも自立したヨーロッパの形成を目ざすドゴールの外交政策を支持すること、物価の上昇を阻止し通貨の安定を維持する目的で政府がとった手段を全面的に承認すること⁽¹⁶⁾などを内容とするものであった。

一九六四年の議員研究集会は同年九月二日から二四日までディナール(Dinard)で開かれた。

この集会では、分科会においても最終日の全体集会においても、翌年春に行なわれる地方選挙における他の勢力との同盟の問題が重要な問題としてとりあげられた。若干の地方出身の議員は選挙協定(les ententes electorales)のための戦術の自由を要求したが、これに反対して、他の勢力との同盟は全国レベルで定めるべきことを主張する者もあった。結局、両者の妥協がはかられ、人口三万人以上の町(ここでは閉鎖名簿式多数投票制が採られている)⁽¹⁷⁾では、選挙の同盟(les alliances electorales)を結ぶには党中央の同意が必要であり、人口三万人未満の町村(ここでは複数政党による名簿の作成がみとめられている)では、どんなとりきめをすることも、地方の指導者が自由になしうる、とされた。⁽¹⁸⁾

この集会は、また、軍事計画法をとりあげた。アレクサンド

ル・サンギヌティ(Alexandre Sanguinetti)が「国防の将来に关する報告書」を出し、それは短い討論の後全員一致で可決された。この報告書は、核武装をすすめることを内容とする軍事計画法は「戦略的な力をもつ最初の世代をつくることを可能にするだろう」と述べ、核武装を積極的に支持していた。⁽¹⁹⁾

最終日の二四日に研究集会は「全体政策の宣言」を可決した。

それは「経済的社会的民主主義の道において新しい前進がとげられなければならない」とし、この前進は、経済社会評議会という頂点においてだけでなく、地域レベルさらには各企業のレベルにおける「諸々のカテゴリーの市民の自発的な協力」を組織することによってなされなければならないとした。この宣言はまた翌年春の地方選挙を意識して、「第四共和制の諸政党的体制に戻ろうとする」人々と「極右又は極左の政党的独裁をもって民衆主権(souveraineté populaire)に代える」人々を「反動勢力」(réactionnaires)として非難し、「次に来る選挙の時、闘いはエネルギーギッシュに行なわれなければならない」と言った。⁽²⁰⁾

一九六五年、一九六六年、一九六七年の三年間は議員研究集会は開かれた様子がないことは先に言ったとおりである。一九六八年には三月と九月の二回開かれている。

一九六八年三月の議員研究集会は、三月一六日と一七日にアジヤクシオ(Ajaccio)で開かれた。国民議會議員グループの会長アンリ・レイは開会演説において、Fédération-Conventionのロラン・デュマ(Roland Dumas)らが憲法三四条⁽²¹⁾の修正を企てていることを意識して、第五共和制憲法を擁護するよう議員たちに訴えた。彼はまた、議員たちに対して、重要な討論時には本会議に出席すること及び委員会に出席することを求めた。⁽²²⁾このたびの議員研究集会では分科会は開かれた様子がない。

ボンビドゥー首相は閉会演説において、「多数派と野党の議席数の差が少ないので、我々の立場は常におびやかされている」と言い、議員が本会議及び委員会に欠席しないように訴えた。彼は政府と議員グループとの関係を緊密にするために、毎週火曜日の国民議會議員グループの定例の総会に政府のメンバーの一人を出席させることを約束した。首相はまた憲法三四条の修正の企てに言及し、立法領域と規則領域の区別は極めて重要なものであるとし、「政府はこの領域において譲歩しないし、憲法に規定されている政府の権利に対するいかなる侵害も受けいれないだろう」と言った。⁽²³⁾

一九六八年秋の議員研究集会は九月一〇日から一二日の間に、

ラ・ポール (La Paulle) で開かれた。例年のように全員集会のあと六つの議会行動委員会 (五章三節の註(2)参照) に分かれて討議をし、最後に再び全員集会をした。このたび、議会行動委員会は、大学、情報及び文化問題、雇傭、公職 (fonction publique) の改革、企業への参加、物価の六つの問題ごとにつくられたが、このたびの研究集会で最も中心になった問題は大学問題であった。

国民教育相エドガー・フォール (Edgar Faure) は、資格試験の代りに選抜試験 (sélection) を導入するという多くのゴリスト議員が望んでいる改革について、消極的な態度を明らかにした。彼は「選抜制度(の採用)は一時的な問題でなく永続的な問題だ」とし、初等教育及び中等教育を改革した後でなければ永続的な改革は行なわれないと言い、選抜制度は直ちには実行出来なかった。彼はまた、「私は、選挙民が我々に対して秩序を維持することだけを求めているとは思わない。我々は秩序を維持する人間 (hommes d'ordre) であるけれども、同時に、思想をもった人間 (hommes de la pensée) でもある」と言⁽²⁵⁾って、教育改革問題に正面から取り組むという意欲を示した。

この議員研究集会は最終日にいくつかの宣言 (大学問題に関する宣言、物価問題に関する決議、企業参加に関する決議) を出し

た。このうち「大学問題に関する宣言」の主要な内容は次の三点を確認したことである。(一) 大学生の大部分は大学に対して知識の伝達のみならず、この知識を出発点として自己を開発することを可能にする職場を獲得する可能性を期待している。(二) 高等教育は多様化され (être diversifié) なければならない。この多様化は現在の制度とは異なる選抜試験を可能にするであろう。(三) 参加についての一般原則は学生が大学の責任と管理に関与することを要請する。⁽²⁶⁾

一九六九年九月の議員研究集会は一日と二日の二日間アンボワズ (Amboise) で開かれた。集会はミシェル・ドブレの長い演説で開始されたが、この演説はドゴールが政界を去った後のゴリスト政党には「開放性」(ouverture) と「団結」(cohésion) の二つが要請されていると言⁽²⁷⁾った。

この集会は満場一致で決議を可決した。それは、党所属の国会両院の議員は「大統領、首相及び政府の財政再建というさしこまれた事業において、第五共和制の政策目標に向かう永続的努力において、大統領、首相及び政府の活動を支持するという一致した意思を確認した⁽²⁸⁾」という、極めて抽象的な、内容のないものであった。

最後にシャバン・デルマス首相が閉会演説をした。それは、制度、自由、世界におけるフランスの地位と役割、経済の近代化と発展に及ぶものであったが、⁽³⁹⁾ 具体的内容には乏しいものであった。

一九七〇年には三月と九月の二回の議員研究集会が開かれた。三月の集会は三月二〇日にバルビゾン (Barbizon) で開かれた。

この集会では党総務ロベール・ブジャード (Robert Poujade) が演説した。彼は地方選挙の結果に満足だとし、その成功の原因は党機構が強化されたことにあると言った後、「我々は共和国大統領の基本的方針 (Grandes orientations) に対して忠実でなければならず、大衆はそれを要求している」と言った。⁽⁴⁰⁾ この度の議員研究集会では重要な演説や討論や決議がなされた様子はない。⁽⁴¹⁾

一九七〇年九月の議員研究集会は九月一六日―一八日シャモニ (Chamonix) で開かれた。この度の集会には二八四人の国民議会議員と三五人の元老院議員のほとんど全員が参加した。⁽⁴²⁾ 歓迎演説のあとジャン・フィリップ・ルカ (Jean-Philippe Lecat) の報告書にもとづいて国民教育にかんする問題の検討にとりかかった。報告者は「わが国の教育制度にかんしては大きな反省の動きが生じなければならない」と言い、「現在の社会が個人を一層孤立さ

せることを避けるためには、明日の社会の言葉を子供達に与えなければならぬ」と結んだ。教育の問題については多くの議員が発言したが、宣言とか決議のかたちでこの問題についての研究会全体の考え方がまとめられることはなかった。⁽⁴³⁾ 研究会はついで行政改革の問題と行政の地方分権化の問題を討論したが、これらの問題についても研究会全体の意見がまとめられることはなかった。

最終日にはシャバン・デルマス首相が演説をした。彼は一九七〇年は「経済及び財政の上で再建の年である」が、「重要な意義を有する社会的な年でもある」と言った。この点に関し、首相は購買力の向上と労働条件の実質的改革を指摘した。彼はまた一九七一年度予算は「計画」と調和がとれていると言い、土地政策の財源は六〇%近く増加し、電信及び電話のための努力は産業と雇用に有益であろうと言った。⁽⁴⁴⁾

一九七一年九月の議員研究集会は二八三人の国民議会議員、三人の元老院議員、二四人の経済社会評議会の委員及び約二〇人の大臣を集めて、九月一五日から一七日までイェール (Hyères) で開かれた。最初の日に演説した国民議会の U・D・R 議員グループの会長マルク・ジャケ (Marc Jacquet) は立法部と政府の関

係の改善を政府に対して要求するとともに、一九七三年の議会選挙は「真に困難な選挙戦」だとして、多数派の団結の必要性を強調した。⁽³⁵⁾

マルク・ジャケの演説の後、集会の参加者は、議会活動の組織及び執行府と立法部の関係に関する分科会、経済・社会状況に関する分科会、地方及び市町村の改革に関する分科会の三つの分科会に分れ、それぞれの問題を検討し、分科会の報告書を作成した。⁽³⁶⁾

議会活動の組織及び執行府と立法部の関係に関する報告は、議会の危機は「(議会の) ゆっくりとした権力喪失 (perte de gradation) の帰結」であるとし、これに対処するために、(一)議院規則を適用して演説を読むことの禁止や個人投票の義務などの規定を現実化すること、(二)本会議開会中の議員グループの集会の禁止、(三)委員会のために二日間の審議期間を確保すること、など若干の具体的提案をしている。⁽³⁷⁾

社会問題に関する報告書は行政専門職について、その「尊大さ (orgueil)、無礼 (insolence)、良心のなさ (inconscience)」を指摘し、政府に対する批判を表明した。⁽³⁸⁾

このような強い政府批判、議会の復権を求める声を前にして、最終日に演説したシャバン・デルマス首相は議会との協調を発展

させることを約束した。⁽³⁹⁾ このたびの議員研究集会では議員の考えを宣言ないし決議のかたちでまとめることはなされなかった。

一九七二年三月の議員研究集会は、三月二日から二日間ヌイリイ (Neully) で行なわれた。第一日目、元大臣で国民議会の財務委員会の委員長のジャン・シャルボネル (Jean Charbonnel) は国民議会は「政府との特権的な対話者」(interlocuteur privilégié du gouvernement) であり、「経済政策及び社会政策の決定と適用においてますます大きな役割」を果たさなければならぬ、と政府が国民議会をより重視すべきことを訴えた。⁽⁴⁰⁾ この他、国民議会の財務委員会の総括報告者 (rapporteur général) サバティエ (Sabatier) が、現在の税制を積極的に評価し納税者の態度が改善されることが必要だ、とする徹底した政府寄りの演説をした。⁽⁴¹⁾

この研究集会では、議員たちの考えが宣言ないしは決議のかたちでまとめられることはなかったし、集会の演説は右に見たとおり具体的内容のないものであった。

一九七二年九月の議員研究集会は九月一九日に国民議会の置かれているブルボン宮内で行なわれた。集会が一日で終わったことも、これまで保養地で開かれていたのにパリで開かれたことも異

例なことであった。

この研究集会は、財務委員会の総括報告者サバティエによる一九七三年度予算案の説明で始められた。彼は、予算案が「過去の約束を守り、最近の約束を実施に移し、新しい約束を告げる」ものだとしてこれを讃美した後、国民議会における予算の討論において「グループの統一とグループの活動の有効性をいまだ一度示すこと」を訴えた。⁽⁴³⁾

リバドー・デュマ(R. Ribadeau-Dumas)議員は第五共和制の社会政策に関する報告書を提出した。彼はこの報告書の中で、「第五共和制は反社会的政策を行なったし、議会は社会政策を定めることにおいて何の役割も果たさなかったという、若干の新聞によって広く伝えられた二つの定式(axiomes)」を反駁し、第五共和制の社会政策は「一九一四年の戦争以来行なわれてきた社会政策のうちで最も活発なものである」と言った。⁽⁴⁴⁾しかし、この報告書にもとづいて討論が展開された様子はない。

研究集会は午後、国防担当の國務大臣^{ミニスター・ダグ}ドブレの演説とメル首相の演説を聞いた。ドブレは、「自分たちゴーストは、伝統主義者^{トランスミッションナリスト}でありながら同時に改革者^{レフォーマー}であるとし、政治制度、外交政策、経済政策及び社会の進歩の領域においては」

いかなる妥協もしないことが本質的に重要なことだと言った。⁽⁴⁴⁾メル首相は、経済の分野において、「物価の上昇を抑制すること、変動しつつある分野(secteurs en mutation)を近代化すること、工業化を促進すること」などにより新しい経済を建設しなければならないとした。彼はまた議会との協力関係を強化する意思のあることを明らかにし、「議会の全ての提案(suggestions)は検討されるだろう」と言い、「政府と多数派との連帯及び多数派を構成している諸組織間の連帯という二つの連帯」の必要性を強調した。⁽⁴⁵⁾

一九七三年には議員研究集会は開かれなかったようである。

一九七四年三月の議員研究集会は三月一六日と一七日の両日ノジャン・スュール・マルヌ(Nogent-sur-Marne)で開かれた。この集会の参加者は約六〇人で極めて少なかった。⁽⁴⁶⁾

議員グループの会長クロード・ラベ(Claude Labbe)は、議員たちに向かっては「個人間の争い又は派閥をつくることは許けられなければならない」と言い、政府に対しては、「体系的」且つ「永続的な」多数派との協議を実行することを求めた。

国民議会議長のエドガー・フォーレ(Edgar Faure)は、政府は議会を「行政官僚機構」(technostructure)に対する「対抗重

料力」(contrepoids)と見なければならぬ、と言った。⁽⁴⁷⁾

ドブレは物価の上昇を心配し、積極的政策をとることを政府に要求した。彼は「経済及び財政大臣が所得政策について語ることを拒否したのを知って驚いた」と言って政府を非難した上、「もし所得についての総合的な政策の感覚がないならば、それは多数派にとって重大な失敗の原因になるだろう」と言った。

メスメル首相の演説はエネルギーの問題と計画の問題を内容とするものであった。エネルギー問題については、政府がとった政策は「何人によっても厳しく異議をとえられないことはなかった」と言って自賛し、左派の共同綱領はエネルギー問題に一言もふれていないと言った。計画の問題については政府が定める三つの政策目標を明らかにした。(一)は、現在の状況に適応する発展の政策(politique de développement)を遂行すること。具体的には優先順位をつけながら発展の政策を行なう。(二)は、社会的平和の維持。政府は雇傭政策を実施し「犠牲の公平な配分」を確保する。具体的には、一九七四年の国民生産から二%を天引し、それを石油製品の価格上昇分の支払に当てる。この方法によって犠牲の公平な配分が可能とした。(三)は、平和のよりよい安定を見出すこと。この点について、「インフレーションの内在的要因を抑

えること」と「価格と賃金について同時に総合的政策を定め、且つそれを速やかに実施すること」が適切であるとした。

最後にメスメルは、「我々が行なう活動が何であれ、政府の活動が多数派の団結と飛躍に依存することは不可欠である。」と言っている、U・D・Rの団結を呼びかけた。⁽⁴⁸⁾

以上、一九六〇年から一九七四年迄の議員研究集会の様子を見てきた。この集会は、会期直前に開かれることから見ても、元来議会活動を準備するためのものと考えられる。しかし、次第にそのような役割を失い、一方で議員が政府に対して不満を示し、他方で政府が議員に対して団結と支持を呼びかけるという、政府と議員の交流の場という性格が強くなってきている。

(一) 議員研究集会は重要な集会であるため、ルモンド紙は大きなスペースをとってこの集会の様子を伝えるのが常であるが一九六五年、一九六六年、一九六七年の三年間は、この議員研究集会について全くふれておらず、『政治年鑑』もこの三年間についてのみ議員研究集会についての記述を欠いている。このことから判断して、この集会は一九六五年から三年間は開かれなかったと思われる。一九七三年についても事情は同様である。

(二) 一九五九年の議員情報集会はアスニエール(Asnières)において同年四月一四日と一五日の両日にわたって開かれた。

この集会には多数の国会議員の他地方の代表が参加した。集会は四つの分科会に分かれて討論した後、全体集会を開いた。四つの分科会は、U・N・Rの議員の役割にかんするもの、現代フランスの政治問題にかんするもの、教育問題にかんするもの、U・N・Rの地方への定着にかんするものの四つであった。この議員情報集会の中でとくに重要な最後の全員集会を司会したのは党総務のシャランドンであった。(L'Année politique 1959, p. 44.)

- (3) 以下の記述は Le Monde, 24 sept. 1960. にある。
- (4) Le Monde, 24 sept. 1960.
- (5) J. Charlot, L'U.N.R., op. cit., p. 146.
- (6) 以上の一九六一年二月の議員研究集会については Le Monde, 12-13 fév. 1961. による。
- (7) トマジニの言うとおり、第五共和制の下では、議員提出法案が法律になった例は極めて少ない。第四共和制及び第五共和制(最初の二年)の議会における政府提出法案及び議員提出法案の付託数・採択数について、深瀬忠一「立法過程の研究(フランス)」(『比較法研究』二三号)一一三頁参照。
- (8) 以上の一九六一年九月の議員研究集会については Le Monde, 24-25 sept. 1961. による。
- (9) ルモンド紙のギシャール(Alain Guichard)記者は「多くのU・N・Rの議員たちは、強く語ることによって、無条件に同意する場合以上に権力に自分たちの声を聞きいれさせる

という気持をもっている」と記している。(Le Monde, 24-25 sept. 1961.)

- (10) 一九六二年九月の議員研究集会については l'Année politique 1962, p. 104. による。
- (11) Le Monde, 21 sept. 1963.
- (12) Le Monde, 24 sept. 1963.
- (13) Le Monde, 21 sept. 1963.
- (14) Le Monde, 21 sept. 1963.
- (15) Le Monde, 22-23 sept. 1963.
- (16) Le Monde, 24 sept. 1963.
- (17) これらの議員が求めた他の政党との選挙協力とは、独立派、M・R・P、ラジューと共同名簿をつくることである。(Le Monde, 25 sept. 1964.)
- (18) Le Monde, 25 sept. 1964.
- (19) Le Monde, 25 sept. 1964.
- (20) Le Monde, 26 sept. 1964.
- (21) 憲法三四条は、議会の権力を抑制するために第五共和制憲法が設定した条項の一つで、立法領域を厳格に規制した条項である。この規定により、立法領域は三四条で列挙された事項に限られ、規則制定事項は拡大されたから、議会の犠牲になつて政府の立場は強くなった。(cf. M. Duverger, Institutions politiques et droit constitutionnel, P. U.F., 1970, p. 784 et suiv.)

- (22) Le Monde, 17-18 mars 1968.
- (23) Le Monde, 19 mars 1968.
- (24) Le Monde, 12 sept. 1968.
- (25) 以上は Le Monde, 13 sept. 1968. による。
- (26) この「大学問題に関する宣言」は「大学改革に関する分科会によって——ポンピドゥー首相が出した若干の修正を受け、採決の後——可決されたものであるが、これは全体の集会の採決に付されることはなく、後に定例の議員グループの議員総会において再検討されることになった (Le Monde, 13 sept. 1968)。」この議員研究集会で直ちに議員グループ全体の支持を受けるのは困難だったのである。
- (27) ドブレがここで用いている「解放性」という言葉が何を意味しているかは必ずしも明白でない。彼は「解放性とは……我々の教説と我々の本質的立場を放棄するための機会ではない」と言い、「我々は、誰もドゴール將軍の名で語る権利をもたないが、例示として我々に示されたドゴール將軍の思想の方向と政治活動の方向に忠実でありつつけなければならぬ。……共和主義者であり且つ愛国者でありなさい、そうすれば我々は良いゴリストになるだろう」と言った (Le Monde 12 sept. 1969)。²⁹ 結局ドブレがここで強調している「解放性」とは「ドゴールが去った現在、ドゴールの思想や行動を柔軟に解釈しようということであらう」。
- (28) Le Monde, 14-15 sept. 1969.
- (29) Le Monde, 14-15 sept. 1969.
- (30) Le Monde, 21 mars 1970.
- (31) このたびの議員研究集会については、ルモンド紙も党総務フジャードの演説を紹介する短い記事を掲載するのみである。
- (32) Le Monde, 17 sept. 1970.
- (33) Le Monde, 17 sept. 1970.
- (34) Le Monde, 19 sept. 1970.
- (35) フルク・ジャケはとくに「テクノクラシーの権力の過度の拡大 (l'extension hyperbolique du pouvoir technocratique)」こそが立法部と政府の關係の悪化の原因である、としてこれを非難し、立法部と政府との關係の改善のために議會に對する「事前の且つ体系的な諮問」が必要だとした。(Le Monde, 16 sept. 1971.)
- (36) Le Monde, 16 sept. 1971.
- (37) Le Monde, 15 sept. 1971.
- (38) Le Monde, 15 sept. 1971.
- (39) Le Monde, 18 sept. 1971.
- (40) Le Monde, 24 mars 1972.
- (41) サバティエは現在のフランスの税制は高齢者及び商人・手工業者に対して優遇措置がとられている点で「社会的」であり、また「効率がよい」税制だと言った後で、「納税者の税務官吏に對する態度及び税務官吏の納税者に對する態度が変わ

ること」が最も重要なことだと言った。(Le Monde 24 mars 1972)

(42) Le Monde, 20 sept. 1972.

(43) Le Monde, 20 sept. 1972.

(44) Le Monde, 21 sept. 1972.

(45) Le Monde, 21 sept. 1972.

(46) Le Monde, 19 mars 1974.

(47) エドガー・フォールはまた、議会には「発議」、「制定への協力」(concours à l'élaboration)、「統制」——これはむしろ「追従」になっていると彼は言う——の三つの役割があると指摘した後、「真の思索者 (médiateur) は議会だ」と言っている。議会的重要性を強調した。(Le Monde 19 mars 1974.)

(48) 以上の一九七四年三月の議員研究集会についての記述は Le Monde 19 mars 1974. にある。

第五章のまとめ

国民議会において、ゴースト政党所属の議員は一つの議員グループを形成している。このグループの規約は、議員総会の決定で議員の投票を拘束するばあい、議員はこの決定に従わなければならないとする、いわゆる「投票規律」の制度をはじめ、本会議における法案の提出、質問、発言、委員会における投票など、議

員の議会活動を厳格に規制する規定を設け、しかもこれらの規定は厳格に適用されている。このことはグループの統一のためには大いに有益ではあるが、他方で議員の不満を生じた。

議員グループは議決機関として議員総会を置き、運営の機関として会長及び政治局を置いている。形の上では総会が最高決定機関であるが、それは政治局によって審議日程に登載された問題しか審議出来ないことされたから、大きな制約を課されている。

議員グループの会長は、政府に対する関係その他においてグループを代表し、グループの規律を維持するという大きな権限をもっている。会長は議員の投票で選出されるから議員の意向は無視できないが、大統領や首相の支持を受けた候補者が有利な立場に立つので、会長になるためには、大統領や首相の支持も必要だと言える。

政治局は、修正案を作成する目的での政治的問題の検討、国民議会の役職への候補者の指名、委員会への議員の配分、懲罰の宣告などを行なう。政治局はグループが選出するメンバーと法定メンバーとで構成されるが、議院の議長や委員長などの法定メンバーが数の上でかなりの割合を占める。

研究機関として置かれている専門研究グループは、ほぼ常任委

員会に対応しているが、関係する常任委員会のメンバーが参加する他、希望する議員は誰でも参加しうる。専門研究グループは関連する問題を研究する他、議員提出法案の作成、政府法案に対する意見の提出、修正案及び質問の調整を任務とした。専門研究グループは政府と議員の交流の場としても機能した。即ち、大臣たちがここを訪れるという事例が見られた他、政府がその職員をここに派遣するといった事例も見られた。

しかし、専門研究グループの実際の活動の状況は、個々のグループごとに異なっていた。農業専門研究グループは最も活発な活動を展開し、政府との緊密な協調の下に、重要な議員提出法案を作成しこれを成立させるという成果をあげた。このグループはまた大臣に情報を与えるという役割も果たした。これに対して他の専門研究グループは、おしなべて大きな成果をあげることができなかった。経済及び財政問題専門研究グループは政府との協力が十分でないため大きな成果をあげることができなかった。対外問題専門研究グループは、その対象が秘密にされやすいことと対外問題に対する議員の関心がうすいため、活発な活動を展開しえなかった。社会問題専門研究グループは精力的な活動をしたが、そのメンバーに旧U・D・Tの左派の人物が多く、このグループの

研究したものがグループ全体の支持を得ないことが多く、結局大きな成果をあげることが出来なかった。

年に一度か二度、議会の会期が始まる直前に全議員を集めて開かれる議員研究集会は、議員グループの規約にもとづくものではないが大きな意味をもつ集会である。この集会のあり方は、集会毎に異なるが、一九六八年までと一九六九年からとは様子が大分異なっている。一九六八年迄は、経済社会政策にかんする具体的な問題を取りあげ、実質的な討議をすることが少なくなかったが、一九六九年以降はそういうことはほとんど見られなくなかった。また、一九六八年の集会までは、集会の最後に「宣言」や「決議」を採択しているが、一九六九年以降はそういうことは全くなくなった。さらに、一九六九年以降、首相や大臣の政府支持を求める演説が目立つようになった。このようなことから判断すると、議員研究集会は、本来は議員相互の討論の場であったが、ポンビドゥーが大統領になった一九六九年以降は、議員相互の討論の場というよりも、政府と議員との交流の場、とくに、政府が議員に対して協力を訴える場になったと言える。

〈未完〉

La structure et tendances idéologiques du Parti gaulliste sous la V^e République (3)

Yoshiyasu ONO*

V. Les parlementaires gaullistes constituent un groupe. Ses statuts règlent strictement les actes de ses membres en l'Assemblée nationale (vote, présentation de la proposition de loi, présentation des questions et intervention). Ces statuts sont utiles pour faire la cohésion du groupe, mais, en même temps, ils produisent des mécontentements de parlementaires.

Le groupe parlementaire gaulliste établit quelques organes (réunion plénière, président, bureau politique, groupes d'études spécialisés, journées d'études parlementaires). La réunion plénière, le président et le bureau politique sont organes de direction. Parmi ces trois organes le président et le bureau politique exercent de grands pouvoirs.

Les groupes d'études spécialisés correspondent à peu près aux comités permanents parlementaires. Chacun de ces groupes est chargé d'étudier les problèmes relevant de son secteur et d'examiner les projets et les propositions de loi. Ils remplissent, en même temps, une fonction comme lieu des contacts entre le gouvernement et les parlementaires gaullistes. Mais les activités réelles de chacun de ces groupes sont différentes selon les groupes. Un de ces groupes, celui d'agriculture déploie une activité la plus dynamique et, avec le concours du gouvernement, il obtient d'excellents résultats.

Les journées d'études parlementaires qui se tiennent une ou deux fois chaque année jouent un rôle important. L'aspect de ces journées a changé cependant à partir de l'année 1969. Jusqu'à

* Professeur adjoint de Hokkai-gakuen Kitami Université

l'année 1968, ces journées avaient examiné les questions concrètes concernant la politique économique et sociale, et adopté souvent «la déclaration» ou «la résolution». À partir de l'année 1969, ces journées n'examinent plus de question concrète et les discours du premier ministre et des ministres se font remarquer. À en juger par ces faits, à partir de ce moment là, elles ne sont plus lieu où les parlementaires traitent les questions concrètes, mais lieu où le gouvernement fait appel au concours des parlementaires gaullistes.

(à suivre)